

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人国立高等専門学校機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当機構役員給与規則で文部科学省に置かれる独立行政法人評価委員会における前年度の機構の業績評価を参考に、その者の職務実績に応じて賞与(期末特別手当)を100分の10の範囲内で増減できることとしている。平成24年度においては平成23年度の業績評価を参考に検討した結果、賞与の増減は行わないこととした。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

本給表の改正として、平成24年5月1日から0.5%引き下げるとともに、平成23年4月から平成24年4月までの差額について、6月期期末特別手当において、所要の調整を行った。また、給与減額支給措置として、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、本給表関係及び期末特別手当を9.77%減額している。

理事

本給表の改正として、平成24年5月1日から0.5%引き下げるとともに、平成23年4月から平成24年4月までの差額について、6月期期末特別手当において、所要の調整を行った。また、給与減額支給措置として、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、本給表関係及び期末特別手当を9.77%減額している。

理事
(非常勤)

改定なし

監事

本給表の改正として、平成24年5月1日から0.5%引き下げるとともに、平成23年4月から平成24年4月までの差額について、6月期期末特別手当において、所要の調整を行った。また、給与減額支給措置として、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、本給表関係及び期末特別手当を9.77%減額している。

監事
(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	14,745	10,689	2,529	1,283 244 (地域手当) (通勤手当)	4月1日		※
A理事	13,458	9,059	3,247	1,087 65 (地域手当) (通勤手当)		3月31日	◇
B理事	12,584	8,429	3,021	1,012 122 (地域手当) (通勤手当)			※
C理事	13,334	8,429	3,072	1,012 281 540 (地域手当) (通勤手当) (兼任手当)	4月1日		※
D理事	12,597	8,429	2,817	253 558 540 (地域手当) (通勤手当) (兼任手当)			
E理事	11,904	8,429	2,749	186 540 (通勤手当) (兼任手当)		3月31日	
F理事 (非常勤)	495	495					
A監事 (非常勤)	495	495					
B監事 (非常勤)	495	495					

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長	5,467	3	8	平成21年3月31日	1.0		*※
理事	3,812	3	3	平成22年3月31日	1.0		*
監事						該当なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

全国51高専が一人法人となったスケールメリットを生かし、適正な人員配置を行うとともに、共通性の高い業務についての合理化・簡素化により人件費の抑制を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与水準の決定に当たっては、国家公務員の給与水準を考慮する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績を考慮し、昇給、昇格及び勤勉手当の成績率を決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本給月額 (昇給)	一定期間の勤務成績に応じて、上位の号給に昇給させること又は昇給させないことができる。
本給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、上位の職位に就任する場合等に、上位の級に昇格させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	一定期間の勤務成績に基づいて、勤勉手当の支給割合を変動させている。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

① 特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連する措置 (職員について)

- ・実施期間: 平成24年7月1日～平成26年3月31日
- ・本給表関係の措置: 次のとおり
 - (1)一般職員本給表(一)適用者: 7級以上(△9.77%)、3級以上6級未満(△7.77%)、2級以下(△4.77%)
 - (2)教育職員本給表適用者: 4級及び5級(△9.77%)、2級及び3級(△7.77%)、1級(4.77%)
 - (3)その他の本給表適用者: 一般職員本給表(一)適用者に準じた支給減額率
- ・管理職手当: △10%
- ・期末手当及び勤勉手当: △9.77%

(役員について)

- ・実施期間: 平成24年4月1日～平成26年3月31日
- ・本給表関係の措置: △9.77%
- ・期末特別手当: △9.77%

② その他の改正点

- ・本給表の改正として、平成24年5月1日から、次のとおり中高年齢層の本給月額を引き下げた。
 - (1)一般職員本給表(一)適用者: 50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いた引下げ(平均改定率: △0.23%)
 - (2)その他の本給表適用者: 一般職員本給表(一)との均衡を考慮した引下げ
- ・専攻科長に対する手当として、専攻科長等手当(月額20,000円)を新設した。
- ・衛生管理者に対する手当として、衛生管理者手当(月額3,000円)を新設した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 5293	歳 45.5	千円 6,412	千円 4,756	千円 80	千円 1,656
事務・技術	人 1838	歳 41.7	千円 5,033	千円 3,795	千円 88	千円 1,238
教育職種 (高等専門学校教員)	人 3363	歳 47.5	千円 7,194	千円 5,301	千円 76	千円 1,893
技能・労務職種	人 5	歳 54.3	千円 4,912	千円 3,730	千円 46	千円 1,182
海事職種(一)	人 17	歳 48.9	千円 6,406	千円 4,756	千円 90	千円 1,650
海事職種(二)	人 20	歳 38.1	千円 4,511	千円 3,442	千円 83	千円 1,069
医療職種 (栄養士)	人 3	歳 57.8	千円 5,558	千円 4,170	千円 32	千円 1,388
医療職種 (看護師)	人 46	歳 48.4	千円 5,222	千円 3,926	千円 73	千円 1,296
指定職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 4	歳 42.5	千円 6,980	千円 5,160	千円 39	千円 1,820
------	--------	-----------	-------------	-------------	----------	-------------

任期付職員	人 6	歳 31.5	千円 3,744	千円 2,866	千円 50	千円 878
事務・技術	人 3	歳 33.8	千円 3,511	千円 2,691	千円 42	千円 820
教育職種 (高等専門学校教員)	人 3	歳 29.2	千円 3,976	千円 3,040	千円 59	千円 936

再任用職員	人 27	歳 63.5	千円 3,582	千円 3,062	千円 78	千円 520
事務・技術	人 9	歳 62.1	千円 2,893	千円 2,481	千円 79	千円 412
教育職種 (高等専門学校教員)	人 15	歳 64.5	千円 4,125	千円 3,520	千円 80	千円 605
技能・労務職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
海事職種(二)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 36	歳 48.3	千円 3,470	千円 2,676	千円 77	千円 794
事務・技術	人 31	歳 48.0	千円 3,307	千円 2,547	千円 51	千円 760
教育職種 (高等専門学校教員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
嘱託職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員のうち、研究職種、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)は該当者がいないため、省略した。

注3:任期付職員のうち、研究職種、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)は該当者がいないため、省略した。

注4:再任用職員のうち、研究職種、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)は該当者がいないため、省略した。

注5:非常勤職員のうち、研究職種、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)は該当者がいないため、省略した。

注6:指定職員、再任用職員の技能・労務職種、海事職種(二)並びに非常勤職員の教育職種(高等専門学校教員)、技能・労務職種、嘱託職員については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注7:技能・労務職種とは、自動車運転手、用務員及びその他の労務に従事する職員を示す。

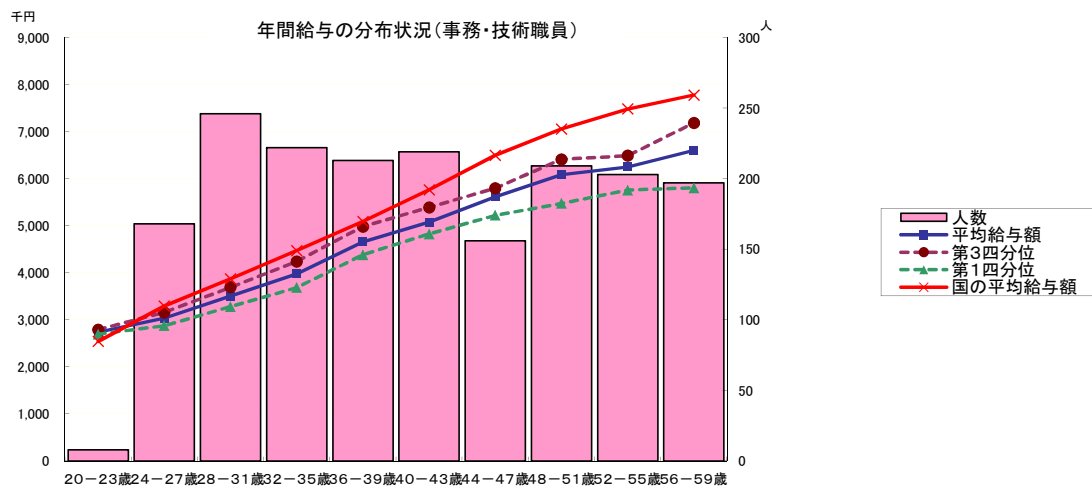
注8:海事職種(一)とは、船舶に乗り込む船長、航海士、機関長及び機関士を示す。

注9:海事職種(二)とは、船舶に乗り込む職員(海事職種(一)を除く。)を示す。

注10:指定職員とは、校長(教育職種(高等専門学校教員)を除く。)を示す。

注11:嘱託職員とは、特定の専門的な業務に従事する職員を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(高等専門学校教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

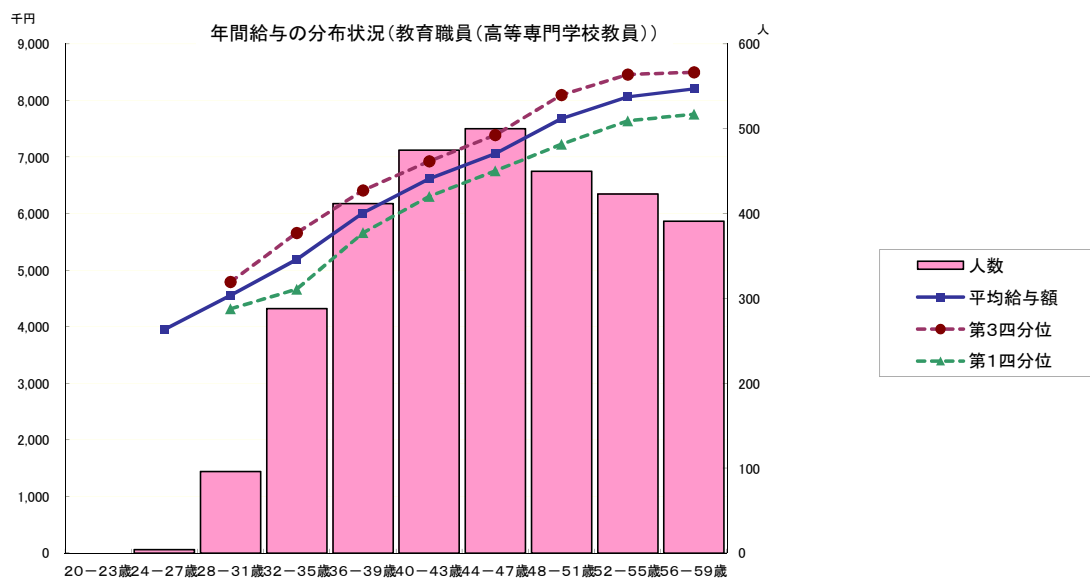


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
本部事務局長	1	—	—	—	—	—	—
本部事務局次長	1	—	—	—	—	—	—
本部課長	6	48.7	8,463	8,704	8,769	8,769	8,769
本部課長補佐	6	46.3	6,376	6,703	7,214	7,214	7,214
本部係長	15	39.5	4,824	5,344	5,655	5,655	5,655
本部主任	13	34.9	4,151	4,386	4,555	4,555	4,555
本部係員	15	30.3	3,372	3,835	4,239	4,239	4,239
地方部長	35	57.6	8,468	8,763	9,048	9,048	9,048
地方課長	91	53.1	7,229	7,509	7,834	7,834	7,834
地方課長補佐	243	53.6	5,853	6,100	6,328	6,328	6,328
地方係長	695	44.9	4,863	5,235	5,627	5,627	5,627
地方主任	176	41.5	4,132	4,637	5,173	5,173	5,173
地方係員	544	29.8	3,100	3,426	3,698	3,698	3,698

注:本部事務局長、本部事務局次長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以下の項目を記載していない。



注:24～27歳の該当者は4人のため、年間給与額の第1・3四分位については表示していない

(教育職員(高等専門学校教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
校長	34	64.1	10,663	11,005	11,291		
教授	1,449	54.7	7,723	8,129	8,470		
准教授	1,446	43.2	6,217	6,621	7,057		
講師	238	37.2	4,929	5,381	5,802		
助教	184	34.3	4,401	4,689	5,003		
助手	15	47.9	5,039	5,410	5,743		

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(高等専門学校教員))

(事務・技術職員(常勤職員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任、係員	係長・(技術)専門職員、主任	課長補佐・(技術)専門員、係長・(技術)専門職員	課長、課長補佐・(技術)専門員、技術長
人員(割合)	1,838人	186人 (10.1%)	412人 (22.4%)	735人 (40.0%)	295人 (16.1%)	117人 (6.4%)
年齢(最高～最低)		40～22歳	53～27歳	59～33歳	59～38歳	59～44歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円 3,566～1,803	千円 3,937～2,191	千円 5,166～2,554	千円 6,260～3,722	千円 6,423～4,080
年間給与額(最高～最低)		千円 4,543～2,389	千円 5,057～2,883	千円 6,632～3,396	千円 8,008～4,988	千円 8,459～5,605

区分	6級	7級	8級	9級
標準的な職位	課長、技術長	事務部長	事務局長・事務局次長・事務部長	
人員(割合)	56人 (3.0%)	35人 (1.9%)	2人 (0.1%)	()%
年齢(最高～最低)	59～45歳	59～54歳		
所定内給与年額(最高～最低)	千円 7,327～5,107	千円 7,251～5,998	千円	千円
年間給与額(最高～最低)	千円 9,505～6,748	千円 9,495～8,134	千円 ～	千円

注:8級については該当者が2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(事務・技術職員(任期付き職員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任、係員	係長・(技術)専門職員、主任	課長補佐・(技術)専門員、係長・(技術)専門職員	課長、課長補佐・(技術)専門員、技術長
人員(割合)	3人 (66.7%)	2人 (66.7%)	1人 (33.3%)			
年齢(最高～最低)						
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円

区分	6級	7級	8級	9級
標準的な職位	課長、技術長	事務部長	事務局長・事務局次長・事務部長	
人員(割合)				(%)
年齢(最高～最低)				
所定内給与年額(最高～最低)	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)	千円	千円	千円	千円

注:1級、2級それぞれの該当者が2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(高等専門学校)(常勤職員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助教、助手	講師	准教授	教授	校長
人員(割合)	3363	196 (5.8%)	238 (7.1%)	1445 (43.0%)	1450 (43.1%)	34 (1.0%)
年齢(最高～最低)		62～26	62～27	62～31	62～39	67～56
所定内給与年額(最高～最低)		4,725～ 2,687	5,513～ 2,899	6,221～ 3,145	7,661～ 4,554	8,965～ 7,104
年間給与額(最高～最低)		6,192～ 3,560	7,371～ 3,817	8,373～ 4,162	10,228～ 6,243	11,997～ 9,922

(教育職員(高等専門学校)(任期付き教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助教、助手	講師	准教授	教授	校長
人員(割合)	3	3 (100.0%)				
年齢(最高～最低)		32～26				
所定内給与年額(最高～最低)		3,428～ 2,712				
年間給与額(最高～最低)		4,489～ 3,571				

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)／教育職員(高等専門学校教員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 66.1	% 64.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.2	% 33.9	% 35.1
	最高～最低	% 48.6～30.6	% 45.7～28.6	% 47.0～31.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64	% 66.8	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36	% 33.2	% 34.6
	最高～最低	% 48.4～22.1	% 45.0～24.7	% 42.5～27.3

(教育職員(高等専門学校教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.3	% 63.5	% 61.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 39.7	% 36.5	% 38.1
	最高～最低	% 49.1～32.7	% 45.7～28.6	% 47.5～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 67	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.9	% 33	% 34.5
	最高～最低	% 51.6～29.6	% 47.0～21.0	% 48.5～27.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

87.4

対他法人(事務・技術職員)

82.2

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 87.4	
	参考	地域勘案 94.3 学歴勘案 87.9 地域・学歴勘案 94.4
国に比べて給与水準が高く なっている定量的な理由	給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていることから給与水準は適正であると考える。 【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていることから給与水準は適正であると考える。引き続き適正な水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 79.7% (国からの財政支出額 65,057百万円、支出予算の総額 81,663百万円：平成24年度予算)	
	【検証結果】 高専は、地域手当の支給されない勤務地が多い(51高専中36高専)ことや学校が小規模な組織で給与の高い管理職ポストが少ないことから、比較指標は、87.4となっており、国家公務員に比べ低い水準となっている。 なお、適用される本給表は国の同種の俸給表と同水準のものとなっている。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成24年度決算)	
	【検証結果】 該当しない。	
講ずる措置	事務・技術職員に適用される本給表は国の同種の俸給表と同水準のものとなっており、引き続き、適切な給与水準となるような取り組みを行うこととする。	

○参考指標

教育職員(高等専門学校教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 101.1

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(四)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(高等専門学校教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

○比較対象職員の状況

事務・技術職員

常勤職員欄の事務・技術職員1,838人及び
 任期付職員欄の事務・技術職員3人 計1,841人
 1,841人の平均年齢41.7歳、平均年間給与額5,031千円

教育職員(高等専門学校教員)

常勤職員欄の教育職員(高等専門学校教員)3,363人
 任期付職員欄の教育職員(高等専門学校教員)3人 計3,366人
 3,366人の平均年齢47.5歳、平均年間給与額7,192千円

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成21年度)か らの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	40,662,464	43,075,111	△ 2,412,647	△ 5.6	△ 3,754,051	△ 8.5
退職手当支給額 (B)	5,152,788	4,902,176	250,612	5.1	△ 518,164	△ 9.1
非常勤役員等給与 (C)	3,253,300	3,149,390	103,910	3.3	577,837	21.6
福利厚生費 (D)	5,645,995	5,808,748	△ 162,753	△ 2.8	209,436	3.9
最広義人件費 (A+B+C+D)	54,714,548	56,935,427	△ 2,220,878	△ 3.9	△ 3,484,941	△ 6.0

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給額及び最広義人件費における主な増減要因

給与、報酬等支給総額の対前年度比△5.6%については、給与減額支給措置に関係する削減額(△2,369百万円)が理由として考えられる。

また、退職手当支給額については、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づく措置により、202百万円の削減となったが、定年退職者の増(平成24年度:191人、平成23年度:170人)や退職者に長期勤続者が多かったことなどにより、結果として対前年度比5.1%増となっている。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講ずることとした。

○役員(平成25年1月1日から)

在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本給月額に乘じる割合を12.5/100から、12.5/100に87/100を乗じて得た割合に引き下げた。

なお、経過措置として、上記の12.5/100に乘じる割合を平成25年1月1日から平成25年9月30日までの間においては98/100、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間においては92/100とした。

○教職員(平成25年3月1日から)

20年以上の期間勤続して退職した者(傷病によらずその者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の基本額に乘じる調整率を104/100から87/100に引き下げるとともに、調整率の適用対象に自己の都合による退職者又は勤続20年未満の退職者を含めることとした。

なお、経過措置として、上記の調整率を平成25年3月1日から平成25年9月30日までの間においては98/100と、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間においては92/100とした。